

一般社団法人 秋田県銀行協会

定 款

付

加 入 金 基 準

経費分担金基準

昭和35年	6月13日	設立認可
昭和35年	7月5日	設立登記
昭和48年	6月21日	変更認可
昭和52年	6月25日	変更認可
昭和58年	7月12日	変更認可
昭和59年	10月2日	変更認可
昭和61年	6月27日	変更認可
平成元年	1月27日	変更認可
平成8年	6月4日	変更認可
平成10年	3月27日	変更認可
平成15年	7月18日	変更認可
平成18年	11月15日	変更認可
平成19年	9月12日	変更認可
平成24年	4月1日	移行登記

一般社団法人秋田県銀行協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人（以下「本協会」という。）は、一般社団法人秋田県銀行協会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を秋田市に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 本協会は、銀行業務の改善進歩に資する事業を行い、一般経済の発展および銀行利用者の利便向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、秋田県内において次の事業を行う。

- (1) 銀行の営業および業務一般に関する社員、関係官庁その他との連絡
- (2) 秋田手形交換所の設置、運営
- (3) 金融経済および銀行経営についての調査研究および資料収集
- (4) 銀行とりひき相談所の設置、運営
- (5) 社員以外の金融機関および産業界との連絡
- (6) 金融機関関係者相互の親交および連絡
- (7) 銀行職員の養成、教育
- (8) 関係官庁等に対する提言および答申
- (9) 全国銀行個人信用情報センターへの個人情報の取次業務
- (10) その他本協会の目的を達成するために必要な事項

第3章 社 員

(社員の要件)

第 5 条 本協会の社員となることができるものは、秋田県に本店または支店等の営業拠点を有する銀行に限る。

(社員の資格の取得)

第 6 条 社員となることを希望する銀行は、入会申込書を提出して理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の承認を得た銀行が第7条第1項により加入金を完納したとき、社員としての資格を取得する。

(加入金)

第7条 新たに本協会の社員になる銀行は、加入金を納付しなければならない。

- 2 本協会の加入金の算出基準および納付方法は総会において定める。
- 3 既納の加入金は返還しない。

(社員名簿)

第8条 社員の名称、所在地、加入年月日を記載した社員名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 社員は、その名称または所在地を変更したときは、1週間以内に書面によりこれを本協会に通知しなければならない。

(経費負担義務)

第9条 社員は、本定款の定めるところに従って経費を分担する義務を負う。

- 2 経費分担金の算出基準および納付方法は総会において定める。
- 3 既納の経費分担金は返還しない。
- 4 特別の費用を必要とする場合には、総会の決議を経て臨時経費分担金を徴収する。

(任意退社)

第10条 社員は、退会届を提出することにより任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第11条 社員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。この場合、当該社員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 経費分担金を納付しないとき
- (2) 本協会の体面を毀損する行為、または本協会の目的に反する行為をしたとき
- (3) この定款、総会の決議、理事会の決議もしくは手形交換等に関する規則に違反したとき、またはその他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第5条に記載した要件の喪失
- (2) 解散または合併による消失
- (3) 総社員が同意したとき

(社員資格の承継)

第13条 社員が次の各号の一に該当する場合には、各号に定める銀行は、既に社員である場合を除き、社員の資格を承継することができる。

- (1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行
- (2) 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行
- (3) 分割または営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第1号または第2号により社員の資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行

- (4) 分割または営業譲渡により、営業の全部または一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、または親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第1号または第2号により社員の資格を喪失する場合
営業の全部または一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行
営業の全部または一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行
- (5) その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

(社員の権利・義務)

- 第14条** 社員は、本協会の事業活動につきその便宜を受ける権利を有するとともに、本定款、総会および理事会の決議に従う義務を負う。
- 2 社員がその資格を失ったときは、本協会に対するすべての権利を失う。
 - 3 社員は、本協会の依頼に応じ、必要な資料の提出に協力しなければならない。

第4章 総 会

(構 成)

- 第15条** 総会は、すべての社員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

- 第16条** 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 社員の除名
 - (2) 理事および監事の選任または解任
 - (3) 理事および監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 事業計画および収支予算の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散および残余財産の処分
 - (8) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
 - (9) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項
- 2 総会においては第19条第2項の規定による通知に掲げる総会の目的である事項に限って決議するものとする。ただし、出席社員の半数以上の同意があるときは、この限りでない。

(総会の開催)

- 第17条** 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

- 第18条** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議にもとづき会長が招集

する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第19条 総会を招集するときは、会長は、開催日の1週間前までに、社員に対して書面により通知を発ししなければならない。ただし、総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、書面による総会開催の通知を、開催日の2週間前までに発ししなければならない。

- 2 前項の書面による通知には、総会の日時および場所、総会の目的である事項その他法令で定める事項を記載しなければならない。

(招集手続きの省略)

第20条 前条の規定にかかわらず、総会は、社員全員の同意があるときに限り、招集の手続きを経ることなく開催することができる。ただし、総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、この限りでない。

(議長)

第21条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長に事故があるときは副会長を議長とし、会長、副会長ともに事故があるときは、その総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第22条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第23条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令またはこの定款で定められた事項

(議決権の代理行使および書面による議決権の行使)

第24条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合、当該社員またはその代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

- 2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会開催日の前営業日の業務時間終了時まで、当該記載をした議決権行使書面を本協会に提出して行うものとする。

- 3 代理人または書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

(決議の省略)

第26条 理事または社員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員のすべてが書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第5章 役員

(役員の種類および定数)

第27条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち1名を副会長とする。

3 会長、副会長以外の理事のうち1名を常務理事とすることができる。

4 第2項の会長をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第3項の常務理事をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 役員は、社員の役職員の中から総会の決議によって選任する。ただし、理事1名および監事1名は、社員の役職員以外から総会の決議によって選任することができる。

2 会長、副会長および常務理事は、理事会の決議によって選定する。

3 監事は、本協会の理事または使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務および権限)

第29条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、会長および副会長を補佐し、総会もしくは理事会の決議または会長の指示にもとづき、本協会の業務を分担執行する。

5 会長および常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成

する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第31条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する決算総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事または監事の補充により選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の残存期間と同一とする。

4 理事または監事は、第27条第1項に定める最低員数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事または監事は、総会の決議により解任することができる。

(役員報酬等)

第33条 理事および監事は無報酬とする。ただし、社員の役職員以外の理事および社員の役職員以外の監事は、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長および常務理事の選定ならびに解職
- (4) その他法令またはこの定款に別に定める職務

(招集および開催)

第36条 理事会は、会長が必要と認めるとき、または会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、会長が招集する。

2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の7日前までに会議の目的である事項、開催日時および開催場所を、各理事および各監事に通知しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。これによれない場合は、その理事会において出席した理事の中から議長を選出する。

(決 議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の議長は、理事としての議決権を有する。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 出席した会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しなかったときは、出席した理事全員と監事が議事録に記名押印する。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第41条 資産は、基本財産および通常財産の2種に分ける。

- 2 基本財産は、財産目録に基本財産として記載されたものとし、これを処分し、または担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席する総会において、3分の2以上の決議を経て、処分し、または担保に供することができる。

- 3 通常財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第42条 本協会の資産は、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第43条 本協会の経費は、通常財産をもって支弁する。

(事業年度)

第44条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

(事業計画および収支予算)

第45条 本協会の事業計画書および収支予算書は、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も

同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて執行することができる。

(事業報告および決算)

第46条 本協会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類（以下「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号および第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号、第5号および第7号の書類については承認を受けなければならない。ただし、公益目的支出計画期間終了後は第3号の書類の作成、報告は不要とする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (7) 財産目録

- 2 各事業年度の計算書類等は、監査報告とともに、各事業年度にかかる決算総会の日の前2週間前の日から、主たる事務所に備え置くものとする。

(資料の備置き)

第47条 各事業年度の計算書類等のほか、次の書類を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 定款
- (3) 社員名簿
- (4) 役員名簿
- (5) 収支計算書
- (6) 事業計画書
- (7) 収支予算書
- (8) その他法令で定めた書類

(剰余金)

第48条 本協会の各事業において当該事業年度に生じた剰余金は、社員に分配せず翌事業年度へ繰り越し、翌事業年度の収入とする。

(長期借入金)

第49条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席する総会において、3分の2以上の決議を得なければならない。

(会計規則)

第50条 本定款に定めるもののほか、会計に関し必要な規則は理事会において定める。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第51条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第52条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第53条 本協会が解散したときの残余財産の処分については、総社員の議決権の4分の3以上の決議を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、秋田県において発行する秋田魁新報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

第55条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長および若干名の職員を置く。
- 3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 雑 則

(手形交換規則)

第56条 本協会が運営する秋田手形交換所の規則は、別に定める。

(定款の施行に必要な事項の定め)

第57条 本定款の施行に必要な事項で本定款に定めのない事項については、理事会がこれを決定する。

附 則

(施行の期日)

第 1 条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(事業年度の特例)

第 2 条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(最初の代表理事等)

第 3 条 本協会の最初の代表理事（会長）は藤原清悦、業務執行理事（常務理事）は大沼文哉とする。

この定款は、平成 24 年 4 月 1 日（附則第 1 条の登記の日）から施行する。

一般社団法人 秋田県銀行協会 加入金基準

1 加入金の額

一般社団法人秋田県銀行協会定款第7条第2項に規定する加入金の算出基準は、次のとおりとする。

- (1) 加入銀行の資本勘定（資本金、資本剰余金および利益剰余金の合計額。以下同じ）が10億円以下の場合には別表A欄の該当ランクに対応するB欄の金額とする。
- (2) 加入銀行の資本勘定が10億円を超える場合には、その超える部分については1億円ごとに別表A欄の該当ランクに対応するC欄の金額を前記(1)の金額に加える。ただし、資本勘定が5,000万円未満の端数は切り捨て、5,000万円以上は1億円とみなす。

2 加入金の納付時期

加入金は、理事会において入会の申込みが承認され、入会承認の通知を受けた日から1週間以内に納付するものとする。

3 その他

加入金の算出基準、納付等に関し必要な事項で本基準に定めのない事項については、理事会が決定する。

付 則

この基準は平成15年 8月 1日から施行する。

平成15年 8月 1日 施行

平成24年 4月 1日 改正

(別表)

協会の ランク	A 欄 (前年度末当該地区内銀行預金残高の対東京比率) + (前年中手形交換枚数の対東京比率)	B 欄	C 欄
a	大阪銀行協会	350万円	17万円
b	40%以上の協会	300	10
c	30%以上の協会	250	8
d	20%以上の協会	200	7
e	10%以上の協会	150	6
f	5%以上の協会	150	5
g	4%以上の協会	150	4
h	3%以上の協会	150	3
i	2%以上の協会	150	2.5
j	1%以上の協会	150	1.5
k	1%未満の協会	150	0.8
(参考)	東京銀行協会	350	20

(注) 1 「当該地区内銀行預金残高」について

- (1) 1府県内に1銀行協会のみある場合には、当該府県内の銀行の預貸金残高とする。
なお、預金残高には、信託勘定を含め譲渡性預金を含めない。また、貸出金残高には、信託勘定を含める。
- (2) 1府県内に2以上の銀行協会がある場合には、それぞれ参加の地区内の銀行の預貸金残高とする。ただし、その府県内にいずれの銀行協会にも所属しない地区がある場合には、当該地区の銀行の預貸金残高を、これら協会の傘下地区内の預貸金残高の比率に応じて分割し、各銀行協会の計数に加算するものとする。

2 「手形交換枚数」について

各銀行協会が運営する手形交換所における交換枚数とする。

一般社団法人 秋田県銀行協会 経費分担金基準

1 経費分担金基準

一般社団法人秋田県銀行協会定款第9条第2項に規定する経費分担金の算出基準は次のとおりとする。

- (1) 通常経費のうち2分の1は本協会の社員が負担し、残余の2分の1は手形交換所参加金融機関（社員銀行、準社員銀行、委託金融機関）が負担する。
- (2) 社員負担額のうち2分の1は均分し、残余の2分の1は秋田県内全店舗における前年中の各月末の預金・貸出金の合計額で按分し、負担する。
- (3) 手形交換所参加金融機関負担額のうち2分の1は均分し、残余の2分の1は前年中の手形交換高（貸借合計）で按分し、負担する。
- (4) 新たに社員となった者の経費分担金は、当該年度中の加入月数に応じて月割計算した金額とする。この場合において、前年中の預貸金計数、および手形交換高は、入社後3か月間の実績を4倍したものとする。

翌年度の経費分担金は、入社した年中の実績をその年末までの加入月数で除し、これに1.2を乗じたもの（加入月数が3か月に満たない場合は、加入後3か月間の実績を4倍したもの）をもって前年中の実績とみなして計算する。

- (5) 合併、営業譲渡等があった場合の経費分担金は、合併後存続する銀行、または営業譲受銀行の計数に、被合併銀行または営業譲渡銀行の計数を加算するものとする。

2 経費分担金の納付時期

- (1) 経費分担金は、毎年4月30日および10月31日までに各その半額を納付しなければならない。ただし、前項(4)による経費分担金は、社員として資格を取得した日から4か月以内とすることができる。
- (2) 会計年度の途中で退社する者は、当該年度の在籍期間にかかわらず、当該会計年度の経費分担金の全額を退社日まで納付しなければならない。ただし、4月1日現在において社員であっても、総会（臨時総会を含む）においてその事業年度の予算決定前に予め退社の届けがある場合には、経費分担金の全部または一部を免除することができるものとする。

なお、免除する場合はその総会において予算を決定する際に個別具体的に了承を得るものとする。

3 その他

経費分担金の算出基準、納付等に関し必要な事項で本基準に定めのない事項については、理事会が決定する。

付 則

この基準は、平成15年 8月 1日から施行する。

平成15年	8月	1日	施行
平成24年	4月	1日	改正